

令和 4 年度

自動車共済事故処理事務手引

岡山県町村会
全国町村職員生活協同組合岡山県支部

事故処理手続きの流れについて（発生から支払いまで）

1. 対人・対物賠償事案の場合（公有・生協共通）

◎対人・対物賠償事案は、原則として東京本部の査定専門員又は弁護士が示談代行を担います。
（交渉行為以外の、損害調査や関係先への窓口業務等については、県内損害調査事務所所属の専
属調査員が行います。）

1. 報 告

事故が発生したら、警察に事故の届出をするなど、適切な処置をした後、団体担当者は、当事者に事故状況を確認の上「自動車事故発生状況報告書」を作成し、FAX(086-245-4877)で町村会へ報告してください。

2. 事故受付→事故処理

本会は直ちに受付した「自動車事故発生状況報告書」を専属調査員に転送し、処理の指示をします。
（車両共済契約のあるものについては、損保ジャパン（株）にも事故の報告をします。）
報告を受けた専属調査員は、事故状況を把握するとともに、損害調査・関係先との窓口業務を行います。最終的に本部査定専門員または弁護士の指示の下、示談等により解決します。（ただし、被共済者が示談代行に同意するものに限りません。）

3. 書類作成

本会から「自動車事故共済金請求書」を団体へ送付しますので、団体担当者又は契約者は請求書類中の必要箇所を記入・押印し、専属調査員の指示により本会又は査定事務所へ返送してください。

4. 共済金送金

示談等により事案が解決したら、以下のとおり共済金を送金します。

- ア. 全国自治協会又は生協本部決裁後、本会へ送金され次第、「振込口座指図書」によって団体又は契約者の指定する口座へ送金し、団体に送金の通知をします。（注1）
- イ. 生協自動車事故の場合、上記のほか、本部から直接「振込口座指図書」によって契約者の指定する口座へ送金し、団体に送金の通知をする場合もあります。（直接送金）

注1）共済金を一度団体の口座に入れ、それを業者や被害者等に送金する場合は、確実に団体から共済金が支払われたか確認するため、送金後、振込依頼書の写しを本会あてに提出してください。

※ 休日・夜間に事故が発生した場合は、フリーダイヤル(0120-258-459)で事故受付センターに報告してください。後日、支部がその事故を把握し次第、団体担当者様へ連絡します。

2. 公有自動車の車両単独事故の場合（公有のみ）

◎ 公有自動車の車両単独事故の場合は、原則として**専属調査員**が手続きを行います。

1. 報 告

事故が発生したら、警察に事故の届出をするなど、適切な処置をした後、団体担当者は、当事者に事故状況を確認の上「**自動車事故発生状況報告書**」を作成し、FAX(086-245-4877)で町村会へ報告してください。

2. 事故受付→損害調査

本会は、受付した「**自動車事故発生状況報告書**」を**専属調査員**に転送し、処理の指示をします。報告を受けた**専属調査員**は、事故状況を把握するとともに損害の程度等を調査し、状況により修理工場等と修理代の協定を行います。

団体担当者は、損害写真と修理工場等から修理代の請求書を取り付けてください。

3. 書類作成

本会から「**自動車事故共済金請求書**」を団体へ送付しますので、団体担当者は請求書類中の必要箇所を記入・押印し、**専属調査員**の指示により**調査員事務所**等へ返送してください。

4. 共済金送金

修理工場等と修理代の協定ができ、損害額が確定したら、本会は全国自治協会へ共済金の請求をし、自治協会は決裁の上、本会へ共済金を送金します。自治協会から送金された共済金を「**振込口座指図書**」によって団体の指定する口座へ直接送金し、団体に送金の通知をします。

※ 団体から提出する請求書類

- ・ 自動車事故共済金請求書（3枚目の「団体用」は控えです。）
- ・ 自動車事故発生状況報告書（FAXで送付していただいたものの原本）
- ・ 修理代の請求書（原本、内訳のあるもの）
- ・ 委託車両の写真数枚（ナンバープレートの写ったものを含めること）
- ・ 振込口座指図書
- ・ その他関係書類（業務委託契約書など）
- ・ 交通事故証明書（団体が取得した場合は、郵便局の「払込票兼受領証」を添付していただければ、手数料もお支払いします。コピー可）
- ・ **接触した物の写真（可能であれば）**

3. 生協自動車の車両単独事故の場合（町村生協車両共済加入のみ）

◎ 生協自動車の車両単独事故（車両損害のみ）の場合、原則として契約者は（株）損保ジャパンに直接保険金の請求をしていただきます。

1. 報告

事故が発生したら、警察に事故の届出をするなど、適切な処置をした後、契約者は（株）損害保険ジャパンへ電話で事故報告をしていただきます。

以後の処理は、損保ジャパン（株）の指示に従ってください。

4. 自損事故（公有・生協）・公務災害見舞金（公有）・限定搭乗者（生協）のみの場合

◎ 自損事故共済金（公有・生協）・公務災害見舞金（公有）・限定搭乗者共済金（生協）のみの請求は、原則として団体で事務手続きをしていただきます。ただし、傷害の程度等によっては、**専属調査員**が手続きを行います。

・団体で手続きをしていただく場合

1. 報告

事故が発生したら、警察に事故の届出をするなど、適切な処置をした後、団体担当者又は契約者は、事故状況を確認の上「自動車事故発生状況報告書」を作成し、FAX(086-245-4877)で町村会へ報告してください。

2. 書類作成

本会から「自動車事故共済金請求書」を団体へ送付しますので、団体担当者又は契約者は、[別表]の請求書類一式を整え、本会へ提出してください。

団体担当者又は契約者は、病院又は、相手任意保険会社から診断書等を取り寄せてください。

3. 共済金送金

全国自治協会又は生協本部決裁後、本会へ送金し、本会から「振込口座指図書」によって団体又は契約者の指定する口座へ送金し、団体に送金の通知をします。生協自動車事故の場合、前記のほか、本部から直接「振込口座指図書」によって契約者の指定する口座へ送金し、団体に送金の通知をする場合もあります。

- ・ 自動車事故共済金請求書（3枚目の「団体用」は控えとしてください）
- ・ 自動車事故発生状況報告書（FAXで送付していただいたものの原本）
- ・ 診断書
- ・ 診療報酬明細書
- ・ 公務災害補償法に基づく認定通知（写）（公務災害見舞金請求の場合）
- ・ 振込口座指図書
- ・ 交通事故証明書（団体が取得した場合は、郵便局の「払込票兼受領証」を添付していただければ、手数料もお支払いします。コピー可）
- ・ **自車の損害状況が分かる写真**
- ・ **運転免許証**
- ・ その他関係書類

注) 自損事故共済金の請求の場合、診断書は本会（本組合）所定の様式を使用してください。また、公務災害見舞金、限定搭乗者共済金の請求の場合、交通事故証明書、診断書、診療報酬明細書、自車の損害状況が分かる写真は相手方任意保険会社等から取付けたコピーで結構です。

・ **専属調査員が手続きをする場合**

1. 報告

事故が発生したら、警察に事故の届出をするなど、適切な処置をした後、団体担当者又は契約者は、事故状況を確認の上「自動車事故発生状況報告書」を作成し、FAX(086-245-4877)で町村会へ報告してください。

2. 事故受付

本会は、受付した「自動車事故発生状況報告書」を**専属調査員**に転送し、処理の指示をします。報告を受けた**専属調査員**は、事故状況を把握するとともに傷害の程度等を調査し、請求に必要な書類の取り付け等を行い「自動車事故共済金請求書」一式を整え、本会へ提出します。

3. 書類作成

本会から「自動車事故共済金請求書」を団体へ送付しますので、請求書類中の必要箇所を記入・押印し**専属調査員**の指示により**調査員事務所**又は町村会へ返送してください。

4. 共済金送金

全国自治協会又は生協本部決裁後、本会へ送金し、本会より「振込口座指図書」によって団体又は契約者の指定する口座へ送金し、団体等に送金の通知をします。生協自動車事故の場合、前記のほか、本部から直接「振込口座指図書」によって契約者の指定する口座へ送金し、団体に送金の通知をする場合もあります。

5. 「交通事故証明書」の取り付け等について

専属調査員が事故処理手続きを行うものは、専属調査員が交通事故証明書を取り付けます。また、交通事故証明書の取り付けにかかる、郵便局の手数料は、郵便局の「払込票兼受領書」を添付していただくとお支払いします。

6. 生協退職者組合員の事故処理について

原則として支部で対応しますので、団体担当者の手続きは必要ありません。

7. 調査員事務所

事務所名	株式会社平野損害調査事務所
所在地	〒700-0975 岡山市北区今7丁目22番17号 寺尾ビル2階 ☎086-241-6677 FAX 086-241-1858 Mail bunshitu-oka@mx22.tiki.ne.jp

● 【自動車事故発生状況報告書記載例】

自動車事故発生状況報告書

貴組合が共済金請求に関する個人情報を共済会等の支払のほか、共済契約の締結、維持管理、本人への共済関連情報の提供、共済事業の充実に必要と範囲で取得・利用・提供または連絡することに同意します。

貴共済が行う示談代行に同意する(1.する 2.しない) **(A)**
 ※どちらかに必ず○をつけてください。
 ※両車単独事故の場合は記入する必要はありません。

この報告書は事故発生直後速やかに支部へFAXで送信してください。
 送信先 086-245-4877 (FAX送信専用) ※FAX送信専用
 ※この報告書の提出に際して、原本を請求書類に添付して提出してください。

支部受付日 年 月 日
 事故管理 他ブロック クレーム 1 公有
 年次 冠婚 有(登録番号) 無
 支部記入欄 人 3 3 有・無 2 生協

団体担当署名

都道府県名	岡山県	団体名	甲田町	契約者名	町長岡山一郎
団体番号	012345	契約番号	012345678910	登録番号	岡山5300-1234
運転者氏名(甲)	町村花子	年齢	33才	性別	男
契約者との関係	1.本人 2.配偶者 3.父 4.母 5.兄弟姉妹 6.祖父母 7.孫 8.その他	免許の種類	普通	車名・年式	トヨタカローラE100
運転者連絡先	甲田町役場総務課 0000XXXX-4444	所属職名	総務課	対人	無制限
事故日時	2011年9月4日 18時00分(24時間制)	届出警察	甲田	等級	交際・結婚
事故場所	甲山郡甲田町乙川1000交差点	事故区分	①車内 ②対物 ③対人		
被害者(乙・丙・丁)の状況	運転・同乗(甲車、甲車以外の車)・歩行・その他				
事故発生状況	事故当時の天候 ①晴 ②曇 ③雨 ④雪 ⑤霧 ⑥霧 ⑦霧 ⑧霧	交通状況	①片側 ②片側	道路状況	①普通 ②閉鎖
事故形態	①衝突 ②接触 ③追突 ④追突 ⑤追突 ⑥追突 ⑦追突 ⑧追突 ⑨追突 ⑩追突 ⑪追突 ⑫追突				
速度	甲車 35 km/h (制限速度 40 km/h) 甲車以外の車 50 km/h (制限速度 50 km/h)				
道路状況	見通し ①良好 ②悪し	道路幅	甲車側 5 m	甲車以外の車側	6 m
信号又は標識	①有 ②無 ③一時停止標識 ④有り ⑤無し	その他標識			

事故発生状況略図(道路幅を5mとして記入して下さい)

契約車(甲)町道を横断する際、一時停止を怠り交差点に入ると右より直進してきた相手車(乙)と衝突した。

上記の通り記載いたします。
 令和0年9月4日
 報告者 甲との関係(本人) 氏名 町村花子 **(F)**
 乙との関係(被害者)

加入者側 会社名 証明番号
 相手者側 会社名 証明番号

支部記録欄 **(C)** 査定専門員名

- Ⓐ 示談代行に同意する又はしないのどちらかに必ず○をつけてください。車両単独事故の場合は記入する必要はありません。
- Ⓑ この報告書は、事故後速やかに作成し、町村会(支部)へFAX(086-245-4877)で送信してください。また、その原本は請求書類に添付して提出してください。
- Ⓒ 支部で記入しますので記入しないでください。
- Ⓓ 公有一承認証番号と物件番号を記入してください。
 生協一契約番号を左詰めに記入してください。
- Ⓔ 事故発生状況略図は地図ではなく、事故現場の状況を大きく明確に記入してください。
- Ⓕ 報告書作成者が署名・捺印をしてください。
- Ⓖ 契約車両について記入してください。
- Ⓗ 相手側の情報を記入してください。
- Ⓙ 加入側、相手側の死傷者を記入してください。

【自動車事故共済金請求書記載例】

(第7号様式) 全国用

						事故受付番号	2044330066-		
※ 決 支 出 命 裁 令	常務理事	次 長	部 長	課 長	参 事	係	主任出納員	受付日	平成 年 月 日
								審査日	平成 年 月 日
								送金日	平成 年 月 日

自動車事故共済金請求書 兼 示談交渉に関する同意書
(見舞金) 個人情報取扱に関する同意書

(個人情報の利用目的)
本共済金(見舞金)請求に関する個人情報は、本件事故にかかる共済金等の支払いのほか、共済契約の締結もしくは維持管理、共済事業の充実に必要な範囲で利用します。

一般財団法人 全国自治協会理事長 殿

下記事故に係る共済金(見舞金)を請求します。なお、対人賠償共済金請求の場合は、自賠償保険金(共済金)相当額を含みます。

1. 貴協会が損害賠償請求権者と折衝、示談等を行うことに同意します。
2. 貴協会が本共済金請求に関する個人情報を本共済金請求に必要とする範囲で①業務委託先、②医療機関、③修理業者、④共済金請求・支払いに関する関係先、⑤事故に関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること等に同意します。

請求日(西暦)	2044年10月4日	都道府県名	岡山 都道府県
事故発生日(西暦)	2044年9月4日	委託団体名	甲田町
		団体長名	岡山一郎

太枠内にご記入ください。

(車両共済・対物賠償)

請求項目	被害物件所有者名	修繕費・損害額(A)	控除額(B)	事故証明書料(C)	請求金額			※送金額
					共済金(D)(A-B+C)	費用(E)	合計(F)(D+E)	
車両共済		240,000	0	540	240,540	150	240,690	円
対物賠償		160,000	0	0	160,000	0	160,000	円
合 計								

(対人賠償)

請求項目	請求金額	仮払回数	※ 認 定 額	総賠償額①	円
1 対人賠償	円	第 回		※ 認 定 額	自賠償金額②
2 自損事故	円	最 終	共済金額(①-②)		円
3 費用	円	被害者または 受 傷 者 名	既仮払金額		△ 円
4 公務災害見舞金	円		費用		円
5 対人賠償見舞金	円		公務災害見舞金		円
				対人賠償見舞金	円
				今回支払額	円

町都 村道 会府 欄県	確認欄	担当者	意 見 欄	

(2018.6 3×1 10,000)

注)

- 事故証明書取得に係る、郵便局の手数料は、郵便局の「払込票兼受領証を添付していただければお支払いします。この場合、費用(E)の欄に記入してください。

【示談書記載例】

示 談 書

(物損事故専用)

事故発生日時	2044年9月4日 午前 ^前 2時00分頃		
事故発生場所	岡山 都道府道 甲山郡甲田町乙川1000		
	所有者または使用者氏名	運転者氏名	車両登録番号
当事者甲	岡山一郎	町村花子	岡山ち300-1234
当事者乙	山田太郎	山田太郎	岡山た500-4321
事故原因・状況	甲の町道を横断する際、一時停止を怠り、交差点へ進入したため、右より直進してきた乙と衝突したものの。		
示 談 内 容	事故当事者	甲	乙
	損害額	① 300,000	② 200,000
	事故の責任割合	③ 80 %	④ 20 %
	甲・乙責任額	⑤ 甲は乙の損害の内 160,000 ②×③ を負担する	⑥ 乙は甲の損害の内 60,000 ①×④ を負担する
	決済の方法 (該当するNo.を ○で囲んで下 さい)	1. 甲は乙に上記責任額⑤を支払い乙は甲に上記責任額⑥を支払う。 2. 甲・乙各自負担額を相殺し(甲・乙)が(乙・甲)に対し ¥ (⑤-⑥, ⑥-⑤) を支払う。 3. 甲・乙の損害額を各自それぞれ負担する。(自損自弁) 4. 当事者丙()の損害については甲・乙が上記割合で 負担する。 5. その他()	

支 払 方 法	¥	銀行 信金 支店	普通 総合 当座	口座 No.	店番	フリ ガナ
	¥	銀行 信金 支店	普通 総合 当座	口座 No.	店番	フリ ガナ

上記のとおり示談が成立しましたので、今後本件に関しては双方共裁判上または裁判外において一切異議申立て、請求を行わないことを誓約します。

示談日 2044年 9月 29日

当事者甲 (所有者又は使用者) 住所 甲山郡甲田町下1-5
 氏名 甲田町長 岡山一郎

(運転者) 住所 甲山郡甲田町上1-2
 氏名 町村花子

当事者乙 (所有者又は使用者) 住所 乙川郡乙田町中2-1
 氏名 山田太郎

(運転者) 住所 同上
 氏名 同上






(17.2.4×50×240) 1/4ページ

注)

- 示談日は必ず記入してください。
- 公有自動車の場合には、所有者の欄に団体長名及び押印してください。

【振込口座指図書記載例】

振込口座指図書

＜個人情報の利用目的＞
本記載の個人情報については、共済金のお支払のために利用します。

一般財団法人 全国自治協会 殿

2022年 9月 4日の事故に係る共済金について、下記の支払先へお支払い下さい。

なお、貴協会からの振込をもって受領したものとします。

2022年 10月 4日

委託団体名 甲田町

団体長名 岡山一郎



支払先	受取人	振込口座	支払額
1. 委託団体 ① 修理工場 3. 医療機関 4. 相手方の指示 5. その他 ()	〒020-8587 XXX0004444 住所 甲田郡甲田町丙 1-1 氏名 甲田モトス	岡山 銀行/信用金庫 甲田 支店/本店 信用組合/農協 ①普通/総合 店番号 口座番号 2.当座 (どちらかを○で囲む) 123-1234567 口座名義 (カタカナで) 277 E-7-7	車両修理代 ¥240,000
1. 委託団体 ② 修理工場 3. 医療機関 4. 相手方の指示 5. その他 ()	〒020-8587 444000XXXX 住所 乙田郡乙田町上 1-2 氏名 (有)岡山車両	K2-4 銀行/信用金庫 岡山 支店/本店 信用組合/農協 ①普通/総合 店番号 口座番号 2.当座 (どちらかを○で囲む) 001-1122345 口座名義 (カタカナで) ヲカヤマシャリヨウ	灯物 ¥160,000
1. 委託団体 2. 修理工場 3. 医療機関 4. 相手方の指示 5. その他 ()	〒□□□-□□□□ □ () 住所 _____ 氏名 _____	銀行/信用金庫 支店/本店 信用組合/農協 支所/出張所 1.普通/総合 店番号 口座番号 2.当座 (どちらかを○で囲む) _____ 口座名義 (カタカナで) _____	
1. 委託団体 2. 修理工場 3. 医療機関 4. 相手方の指示 5. その他 ()	〒□□□-□□□□ □ () 住所 _____ 氏名 _____	銀行/信用金庫 支店/本店 信用組合/農協 支所/出張所 1.普通/総合 店番号 口座番号 2.当座 (どちらかを○で囲む) _____ 口座名義 (カタカナで) _____	
1. 委託団体 2. 修理工場 3. 医療機関 4. 相手方の指示 5. その他 ()	〒□□□-□□□□ □ () 住所 _____ 氏名 _____	銀行/信用金庫 支店/本店 信用組合/農協 支所/出張所 1.普通/総合 店番号 口座番号 2.当座 (どちらかを○で囲む) _____ 口座名義 (カタカナで) _____	

(2018.6 2×1 10,000)

注)

・振込先の口座名義は、カタカナで明確に記入してください。

自認書及び事故証明書不添付理由書（記入例）

承認証番号		0 1 2 3 4 5 6 7 8 9			契約者氏名		〇〇市町長 〇〇 〇〇	
事故 当 事 者	契約者	住所	団体の所在地					
		氏名	〇〇市町長 〇〇 〇〇			車両番号		
	相手者	住所						
		氏名				車両番号		
事故発生日時		令和 年 月 日 時 分（24時間制）						
事故発生場所								
事故原因の状況		駐車しようとした際に、縁石に接触したもの。 _____ _____ _____						
事故証明書 入手不能の理由		相手もいなく、軽微な事故であるため。 _____ _____ _____						
<p>令和 年 月 日</p> <p>上記のとおり事故を起こしましたので報告します。</p> <p style="text-align: right;">運転者氏名 _____ 印</p> <p>上記の理由により警察の事故証明書が入手出来ませんが事故発生の実実に相違ありません。</p> <p style="text-align: right;">団体名 _____</p> <p style="text-align: right;">団体長名 _____ 印</p>								

令和 年 月 日

(一財) 全国自治協会理事長 殿

〇〇〇長 〇〇〇〇印

念 書

下記の件について、加害者が判明し、相手方より損害金額を受け取った場合は直ちに共済金を(一財) 全国自治協会へ返金することを確約します。

記

被害発生日時：

被害発生場所：

被害物件：車名

車両番号

被害概要：

被害金額：

